190200600910001

平成28年12月24日

10020000010001			
規制の名称	施設設置管理者に対する移動等円滑化基準	所管府省	国土交通省(警察庁)
根拠法令等	高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)	担当局課等及び 作成責任者の 役職・氏名	総合政策局安心生活政策課長 長井 総和
規制目的	高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。		
規制内容の概要	・バリアフリー法の適用対象のうち、日常生活及び社会生活において通常移動手段として特に 用いられるもの、あるいは通常利用されると考えられる施設である旅客施設、車両等及び一定 の道路、路外駐車場、公園、建築物の各々について、新規に利用に供する際等に移動等円滑 化基準適合義務を課すとともに、既存のものについても基準適合努力義務を課す。	関連する予算	_
規制の最近の 改廃経緯	_	関連する 政策評価結果	_
規制を維持、改革 又は新設する理由	法目的に基づき、高齢者、障害者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用の確保を総合的に推進するためには、基準により一定のバリアフリー化水準を確保することが必要である。	規制の維持、改革 又は新設の別	維持
(規制を改革する場合 の改革の方向性)	_		
見直し条項	_		
次の見直し時期	平成33年度		